

監査の結果をお知らせします

法令および年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせします。

◆ 監査委員

八幡 伸弥 菊地 英雄

◆ 財政援助団体監査

○ 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査

対象: 高島町商工会

(所管課: 商工観光課)

○ 監査の範囲

町が財政的援助を与えたものの出納状況及びその他の事務の執行状況

① 令和5年度 高島町商工会運営補助金 7,000,000 円

② 令和6年度 高島町商工会運営補助金 7,000,000 円

○ 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

(所管課・・・令和7年9月22日に監査を実施)

(法人・・・令和7年9月26日に現地監査を実施)

○ 監査の主眼・手続

監査にあたっては、監査実施計画に定めた着眼点に基づき適正に行われているかどうかを主眼に、所管課及び財政援助団体から関係書類の提出を求め、書類審査及び関係職員か説明と聴取を求め実施した。

○ 監査の結果

(1) 所管課

補助金に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められる。

(2) 財政援助団体

関連する事務については、おおむね適正に行われていると認められる。

○ 意 見

高畠町商工会は、少ない職員体制の中で、年間を通して各種事業を展開し、経営改善普及や振興事業などに取り組み、商工業の振興発展・地域経済の活性化と活力ある地域づくりに大いに成果をあげている。また、商工会の会員数減少、厳しい経済状況が続いている中にあるが、商工会の各部会の活動や従来の事業執行だけでなく新しい事業に取り組むなどの努力が見られた。

コロナ禍から続く物価高騰などにより、町内の商工業者は大変厳しい状況にあるが、引き続き経営相談や融資制度の情報提供等に力を入れてほしい。

また、町の経済を支える商工業の方々がさらに振興発展することは、当然町全体の発展につながるものであり、今後とも、町の施策と連携を図りながら、さらに活力ある地域づくり等に活躍されることを期待する。

